

2024年度版

川崎市立橘中学校 
いじめ対応マニュアル

0

いじめに対する本校の基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為により生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものでもある。そのため、いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めていく必要がある。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として実行されなければならない。また、教職員はいじめ防止対策推進法に則る法的責任があることを忘れてはならない。そのため本校では『橘中学校いじめ防止基本方針』を基礎とし、以下の内容に留意していじめ防止に向けて対処していく。

1 いじめの未然防止

全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築くことができるよう学校教育活動全体を通して、継続的に取り組むこと。

2 いじめの早期発見

生徒のささいな変化に気づき、いじめを受けている生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知すること。

3 いじめの事案対処

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的に対応し、その解消に努めること。

4 解消、経過観察

いじめが解消されたと見なされたあとも学校と保護者との連絡を密にしながら共に経過を見守り、必要に応じて指導・支援を行うこと。

5 関係機関との連携

日頃から、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくこと。

6 校内いじめ対策ケース会議

緊急の組織的対応として校内いじめ対策ケース会議を設置し、状況の悪化を防止する手立ての1つとすること。

1

いじめの未然防止のための実践

- 学級にいじめが発生しにくい風土をつくる
 - ・ 「いじめは絶対に許されない行為である」意識を教職員自身が常にもって指導にあたる。
- 積極的に生徒の様子を観察し、声かけをする。ほめる・認める・励ます
 - ・ 小さなサインを見逃さず、生徒の声に耳を傾ける。
- 大人の言動が生徒に大きな影響を及ぼすことを自覚し、丁寧できめ細かい授業を行う
 - ・ 教職員自ら人権尊重教育の実践に努める。一人ひとりの学習の状況をつかみ授業に活かす。
- 相手の立場に立って考えられる生徒の心を育てる
 - ・ かわさき共生*共育プログラムを実施する。
 - ・ 各学年の実態に即した内容の、いじめ防止に関する授業を行う。
- 生徒の様子を家庭へ積極的に情報提供し、保護者との連携を日頃より深める
 - ・ 生徒の活動場面を観察するとともに、休み時間の巡回を行う。
- 特性のある生徒、支援の必要な生徒の把握と対応方法の共有
 - ・ 発達障害、起立性調節障害等の既往症、家庭環境、LGBTQ、自傷行為、ヤングケアラー等。
- 実効的な組織体制の構築
 - ・ 「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思え、発言することへの安心感をもてる状態（心理的安全性）をつくる。

2

いじめの早期発見のための実践

- 日々の健康観察を行う
 - ・ 体調不良、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校等生徒の心の健康問題の早期発見を図る。
 - ・ 保健室、Co、SC、保護者との情報交換を密に行う。
- いじめられているサインを見逃さない 《 いじめを疑う視点を常に持つ 》

1 表情や態度

- ・ 生気がなく浮かない表情である。
- ・ おどおどして落ち着きがない。
- ・ わざとらしくはしゃいでいる。
- ・ 感情の起伏が激しい。
- ・ いつもひとりぼっちである。
- ・ 学習意欲が低下している。

2 身体や服装

- ・ 頭痛・腹痛・吐気・食欲不振などを訴える。
- ・ 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ・ すり傷、打撲等の傷が見られ、その原因を曖昧にする。
- ・ 衣服が汚れたり、破れたりしている。
- ・ 服に靴の跡がついている。
- ・ リストカット痕が見られる。

3 持ち物・金銭

- ・ 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- ・ 持ち物に落書きをされる。
- ・ 机や黒板に落書きされる、机を離される。
- ・ 掲示物や写真が破られる。
- ・ 家の金品を持ち出す。
- ・ 必要以上のお金を持っている。

4 言語や行動

- ・ 口数が少なくなる。
- ・ 周りの友だちに異常なほど気を遣う。
- ・ 教室や図書室に一人であることが多くなる。
- ・ 授業に一人で遅れて入ってくる。
- ・ 保健室や職員室によく立ち寄る。
- ・ トイレに頻繁に行く。

5 遊びや友人関係

- ・ 遊びに入れてもらえない。
- ・ 仲良かったグループや友人から離れる。
- ・ 人格を無視するあだ名を付けられる。
- ・ 班分け等で最後まで所属が決まらない。
- ・ ケンカや規則違反が増える。
- ・ 悪口や陰口を言われる（SNS含む）

6 教師との関係

- ・ 教師と目線を合わせなくなる。
- ・ 教師との会話を避けようとする。
- ・ 教師と関わろうとせず、避けようとする。
- ・ 教師のそばを離れない。
- ・ 教室になかなか入らない。

□ 生徒の現状把握を体系的に行う

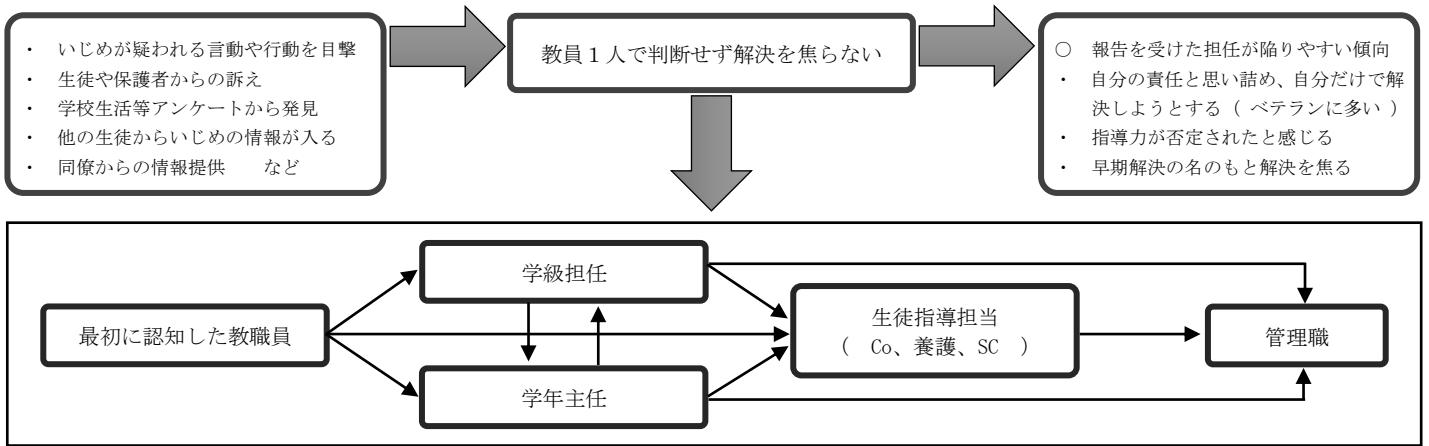
- ・ 定期的に学校生活等アンケートを行い、それを元に教育相談をする。
- ・ かわさき共生*共育プログラムを実施し、その様子や振り返りを見とる。
- ・ 効果測定を実施し、学級内における生徒ひとりひとりの状況把握に努める。

3

いじめの事案対処

□ 被害生徒の安全を第一に考え、発見者一人で抱え込まず迅速に情報共有してチームで対応する

- ・ 発見者 ➡ 学年主任・担任・学年職員 ➡ 生徒指導担当・(Co、養護、SC) ➡ 管理職



□ 情報を得た教員は、些細な事でも迅速に職員と情報を共有する (情報共有シートを活用)

- ・ いじめを受けた日時場所、関係生徒の把握、いじめの内容と背景、心理的状況 等

□ 緊急の組織的対応として「校内いじめ対策ケース会議」を行う事案であるかどうか判断する

- ・ いじめと思える状況を確認 ・ 急に欠席が続く ・ 「学校に行きたくない」「死にたい」
- ・ 登校できず医療機関にかかる ・ 教室に入れない ・ 生徒・保護者からの相談 等

・ この会議は、当該生徒が所属する学年主任及び学校長の判断により開く。【 6 校内いじめ対策ケース会議 参照 】

- ・ 会議の構成員は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、特別支援級主任、生徒指導担当、Co、養護教諭、学校事務主任が中心となり、必要に応じてSC等他の教職員もメンバーに加わる。

- ・ 「校内いじめ対策ケース会議」は事実関係の共有、今後の対応方針を検討・立案する。

□ 生徒指導の対応方針を構築する

- ・ 教職員で分担し、当該・関係生徒への聞き取り・支援・指導を行う。

① いつ ②誰が ③どこで ④誰に対して ⑤どのようなねらいで ⑥どのような内容 等

- ・ 保護者に対し、対応方針についても確認する。

□ 個別にできるだけ同時に聞き取る。記録を取り時系列で整理する

□ 状況に応じて高津区教育担当に報告。SC (水曜日) も会議に参加できるように予約を調整する

□ 適宜、全教職員で情報共有する

- 校内いじめ対策ケース会議等で、経過確認を行い対応策について検証し指導にあたる
- 校内いじめ対策ケース会議は、その指導を評価・検証し、必要に応じて進め方等を修正する。
- 当該生徒への支援を行う
 - ・ 安全安心な環境づくり、登下校・休み時間の見守り、信頼している教職員による対応、心のケア
- 当該生徒の保護者への対応
 - ・ 状況を伝える、対応方針の提示、家庭での見守りと連携協力依頼、保護者の願いに寄り添う。
- 関係生徒への指導
 - ・ 相手の立場に立ち、自分の言動について考えさせ、自己を振り返らせる。
- 関係生徒保護者への対応
 - ・ 状況を伝える、対応方針の提示、家庭での見守りと連携協力依頼、保護者の願いに寄り添う。
- 周囲の生徒への対応
 - ・ 「いじめは絶対に許されない行為である」という姿勢を示す。
 - ・ 正しい行動を考えさせる。
- 当該・関係生徒および保護者との面談を行う際には、関係教職員と共通理解の上で行う
 - ・ ねらい、内容、流れ、解決に向けて方向性、保護者の同席の有無、教職員の人選、等
 - ・ 当該生徒への心のケアと、関係生徒への成長支援をする。

いじめは単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ・ この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ・ いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によ

り確認する。

- ・ 学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全や安心を確保する。

5 関係機関との連携

□ 高津区教育担当と連携する

- ・ 必要に応じて高津区教育担当と連携する。
- ・ 多方面、専門的な知見からの意見を参考に具体的な支援策を検討する。

□ 警察と連携する

- ・ いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に高津警察に相談する。
- ・ 生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

□ 地域等その他関係機関等との連携

- ・ いじめを行った生徒のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、福祉的な視点から S S W と連携する。また、必要に応じて児童相談所や医療機関と連携することも視野に入れて対応する。

6 校内いじめ対策ケース会議

□ 緊急の組織的対応として行われる「校内いじめ対策ケース会議」を以下の流れで実施する

- ・ 会議の必要性は、当該生徒が所属する学年主任及び学校長の判断を要する。

